

## 熊本市特別支援教育就学奨励費支給要綱

制定	平成 7 年 4 月 1 日	教育長決裁
改正	平成 19 年 4 月 1 日	教育長決裁
	平成 22 年 10 月 1 日	学務課長決裁
	平成 23 年 5 月 24 日	学務課長決裁
	平成 24 年 11 月 13 日	教育長決裁
	平成 25 年 6 月 20 日	教育長決裁
	平成 25 年 8 月 30 日	総合支援課長決裁
	平成 26 年 4 月 1 日	教育長決裁
	平成 28 年 3 月 31 日	教育長決裁
	平成 30 年 4 月 1 日	教育長決裁
	平成 31 年 4 月 1 日	教育次長決裁

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成 27 年教委規則第 11 号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、特に定めるもののほか、規則で使用する用語の例による。

### (支給費目及び支給金額の基準)

第 3 条 規則第 4 条第 2 項及び第 9 条に規定する支給する費目及び金額の基準並びに支弁区分は、別表のとおりとする。

### (申請)

第 4 条 規則第 7 条の特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額需要額調書（以下「申請書」という。）は様式第 1 号のとおりとする。

2 規則第 7 条に規定する必要な書類は、次の各号のうちのいずれかとする。

(1) 世帯全員の収入状況を証明するもの

(2) 特別支援教育就学奨励費申請に係る個人番号届出書（様式第 1 - 2 号）

3 前項の規定にかかわらず、申請があった日の属する年度の前年度の 12 月末日に熊本市に住所を有していたときは、前項に規定する書類の提出を省略することができる。

### (審査の方法)

第 5 条 規則第 8 条の審査は、規則第 7 条に基づき提出される申請書を、学校から提出される特別支援学級又は通級指導教室の名簿と照合することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、規則第 3 条第 1 号の支給対象者としての認定を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費審査願（様式第 2 号）及び必要な書類（以下「審査願等」という。）を児童生徒が在学する学校の校長に提出するものとする。

3 校長は、申請者から前項の審査願等の提出があったときは、特別支援教育就学奨励費（通常学級分）審査に係る意見書（様式第 3 号。以下「意見書」という。）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会は、前 2 項の規定により校長から審査願等及び意見書の提出があったときは、熊本市就学支援委員会条例（昭和 53 年 3 月 31 日条例第 15 号）第 1 条に規定する就学支援委員会に聴取を行い、その意見に基づき審査を行う。

### (支弁区分)

第 6 条 規則第 9 条に掲げる支弁区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第Ⅰ区分 収入額が需要額の 1.5 倍未満

(2) 第Ⅱ区分 収入額が需要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満

(3) 第Ⅲ区分 収入額が需要額の 2.5 倍

### (支給方法)

第 7 条 規則第 10 条に規定する支給方法は、原則として口座振込依頼書（様式第 4 - 1 号）によって認定者があらかじめ届け出た預金口座への振り込みとする。ただし、教育長が必要と認めた場合は、その他の方法により支給することができる。

- 2 前項で届け出た振込口座の変更は、振込口座変更届（様式第4-2号）の提出によって行うものとする。
- 3 規則第10条に規定する支給の手續に係る校長への委任は、申請書（様式第1号）の提出によって行うものとする。

（届出等）

第8条 規則第11条に規定する届出書は、特別支援教育就学奨励費辞退届（様式第5号）とする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 熊本市特別支援教育就学奨励費各費目及び支給額

支給する費目	支弁区分	金額の基準	
		小学校	中学校
給食費	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費 × 1/2	
通学費	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費	
	第Ⅲ区分	実費 × 1/2	
修学旅行費	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
学用品・通学用品購入費	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
新入学児童生徒学用品 通学用品購入費	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
職場実習交通費	第Ⅰ・Ⅱ区分	—	実費
	第Ⅲ区分	—	実費 × 1/2
交流学习交通費	第Ⅰ・Ⅱ区分	実費	
	第Ⅲ区分	実費 × 1/2	

様式第1号(第4条第1項関係)

## 特別支援教育就学奨励費申請書 兼 収入額需要額調書

学校番号	学年	台帳番号	

熊本市教育委員会 様

(学校への提出日)

年 月 日

特別支援教育就学奨励費支給規則(平成27年教委規則第11号)第7条第1項に基づき、下記のとおり特別支援教育就学奨励費の支給を申請します。  
 また、特別支援教育就学奨励費の支給の認定のために必要である場合、熊本市教育委員会が市県民税(所得・課税)及び住民基本台帳の調査を行うことに同意します。  
 なお、特別支援教育就学奨励費の支弁区分決定後は、特別支援教育就学奨励費の請求及び過誤払金の返納に関する権限を 委任します。

保護者(申請者)等氏名		住 所		児 童 生 徒 氏 名		該当する場合は○		学校長認印(私印)		
フリガナ 氏名 (印) TEL - -		12月末日と現住所に相違がある場合は( )内に旧住所を記載 ( )		フリガナ 氏名 ( 年 月 日 生)		生活保護受給  就学援助受給				
世帯の収入状況			世帯(生計を同一にするもの)の状況( <u>年12月末日現在</u> )				需 要 額 等			
			氏 名	生年月日 (満年齢)	年12月末日の在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教 育 扶 助 基 準		生 活 扶 助 基 準		
所得 控除 前 の	総所得金額		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )	通 学 費	学 校 給 食 費	基 準 額	第 1 類	第 2 類	
	退職所得金額		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )	円	円	円	円	円	
	山林所得金額		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					f(基準額)	
	計	A	年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					円	
所得 控除	社会保険料		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					g(地域別冬季加算額)	
	生命保険料		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					円	
	地震保険料		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					h 住宅扶助基準	
	計	B	年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					円	
所得額(A-B)	C		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					i 需要額 (a~hの合計)	
所得月額(C×1/12)	D		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					円	
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E		年 月 日 ( 歳 )	( 有 ・ 無 )					収入額 需要額	
収入額(D-E)	F		合 計		a	b	c	d	e	
(通学費明細)通学費を要した者ごとに、前年度に受給した通学費の金額(年額)を記入すること。						※ 都道府県の地域別区分:IV ※ 地域の級地区分:2-1			特記事項	

学校番号	学年	台帳番号
小・中		

様式第1-2号（第4条第2項関係）

特別支援教育就学奨励費申請に係る個人番号届出書

熊本市教育委員会 様

熊本市特別支援教育就学奨励費の経費の支弁に関する事務に必要な世帯員の個人番号を、下記のとおり届け出ます。

また、下記の者は行政の手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定に基づき、特別支援教育就学奨励費の経費の支弁に関する事務において、熊本市教育委員会が下記の個人番号を利用して地方税関係情報の提供を求めることに同意します。

記

同意者	フリガナ	
	氏名	
	前年度12月末日の住所	
	個人番号	
同意者	フリガナ	
	氏名	
	前年度12月末日の住所	
	個人番号	
同意者	フリガナ	
	氏名	
	前年度12月末日の住所	
	個人番号	
同意者	フリガナ	
	氏名	
	前年度12月末日の住所	
	個人番号	

※ 本事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき定める熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第13の項の規定により、個人番号を利用することを認められています。

※ 個人番号を確認できる書類（個人番号通知カードまたは個人番号カード等）の写しを添付して提出してください。

年 月 日

申請者（保護者）氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号（第5条第2項関係）

## 特別支援教育就学奨励費審査願

熊本市教育長 様

熊本市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第2項に基づき、特別支援教育就学奨励費審査願を提出しますので、審査をお願いします。

なお、特別支援教育就学奨励費の審査にあたり必要がある場合は対象児童生徒の障害の程度や関係機関への相談歴等の個人情報を閲覧することに同意します。

申請年月日	年	月	日
住所			
児童生徒氏名			
保護者氏名			印

### 添付書類

※ 以下の手帳をお持ちの場合はその写しを添付して下さい。

療育手帳 (写し)

身体障害者手帳 (写し)

学校記入欄		
学番・学校名		
担当者職・氏名		
連絡先		

熊本市教育長 様

学校長

印

特別支援教育就学奨励費（通常学級分）審査に係る意見書

このことについて、（<sup>児童生徒氏名</sup> ）に係る特別支援教育就学奨励費審査願が提出されましたので審査に係る意見書を提出いたします。

記

審査願 受領年月日	年 月 日	フリガナ 保護者氏名					
フリガナ 対象児童生徒 氏名		性 別	男 ・ 女	対象児童生徒 生年月日	年 月 日生	学 年	年
就学支援委員会 審議歴の有無	有 ・ 無 ・ 不明	療育手帳・身体障 害者手帳の有無		・療育手帳 （ 有 ・ 無 ） ・身体障害者手帳（ 有 ・ 無 ） ※有の場合は写しを提出して下さい。			
相 談 歴		診断名等					
知能検査・学力テ ストの結果等							
具 体 的 な 課 題							
学 校 記 入 欄						備 考	
○ 学習面							
○ 生活面							
○ 対人関係							
○ その他の行動特徴							
【 学 校 長 所 見 】							

※ 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を添付してください。

担当者職・氏名 \_\_\_\_\_ 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

学校記入欄	学校番号	台帳番号
	小・中	

※通級の場合は設置校番号を記載

様式第4-1号(第7条第1項関係)

## 口座振込依頼書

年 月 日

熊本市長 様

児童生徒氏名

住 所

申請者(保護者)氏名

印

熊本市特別支援教育就学奨励費支給要綱により支払われる奨励費を下記名義の預金口座に支払われますよう依頼します。

記

振込口座										
金融機関	銀行 金庫 農協			本支店	本店 支店 出張所			預金種類	普通座	
	金融機関コード		本支店コード		口座番号				口座名義	フリガナ 名前
口座番号等										

※申請者名義の普通預金口座へ振り込みますので、通帳(表紙の裏)又はキャッシュカードの写しを添付してください。

学校記入欄	学校番号	台帳番号
	小・中	

※通級の場合は設置校番号を記載

様式第4-2号(第7条第2項関係)

## 振込口座変更届

年 月 日

熊本市長 様

児童生徒氏名

住 所

申請者(保護者)氏名

印

私は、熊本市特別支援教育就学奨励費支給要綱により支払われる奨励費の振込先口座を下記のとおり変更したいのでお届けします。

記

振込口座										
金融機関	銀行 金庫 農協			本支店	本店 支店 出張所			預金種類	普通座	
	金融機関コード		本支店コード		口座番号				口座名義	フリガナ 名前
口座番号等										

※申請者名義の普通預金口座へ振り込みますので、通帳(表紙の裏)又はキャッシュカードの写しを添付してください。

学校記入欄	学校番号	台帳番号
	小・中	

※通級の場合は設置校番号を記載

様式第5号（第8条関係）

## 特別支援教育就学奨励費辞退届

熊本市長 様

私は、\_\_\_\_\_年度熊本市特別支援教育就学奨励費の受給を辞退いたします。

年 月 日

住所

保護者氏名

印

児童生徒氏名